

(参 考)

税制改正案の概要

1 個人住民税

- (1) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を平成31年6月30日まで延長する。
- (2) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除上限額を、個人住民税所得割額の2割（現行1割）に引き上げる。

2 法人事業税

資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大

標準税率	現行	平成27年度分	平成28年度以降
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

(注) 括弧書きは、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率

3 消費税率10%引上げ時期の変更

- (1) 消費税率10%への引上げ等の施行日を平成29年4月1日に変更
- (2) 景気判断条項を削除

4 地方たばこ税

旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止

区 分	現行	改正案			
		H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
道府県たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円

5 自動車取得税における「エコカー減税」の見直し

平成32年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ2年延長

6 狩猟税の軽減措置

有害鳥獣捕獲従事者に係る狩猟税について以下の軽減措置を平成30年度まで実施

対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録	非課税（現行 税率2分の1）
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録	非課税（新設）
有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録	税率2分の1（新設）

## 7 地方消費税の清算基準の見直し

- (1) サービス業対個人事業収入額に用いる統計を、経済センサス活動調査に変更（ただし、インターネット取引等により消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの等を除外）
- (2) 清算基準に用いる人口と従業者数の割合を1：1から3：2に変更  
 （注）平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用

## II 地方消費税清算金

（単位 百万円）

区 分	平成27年度 予 算 案	平成26年度 当初予算額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
地方消費税清算金	39,003	26,202	12,801	48.9 <sup>%</sup>

## III 地方譲与税

（単位 百万円）

区 分	平成27年度 予 算 案	平成26年度 当初予算額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
地方法人特別譲与税	19,387	20,041	△ 654	△ 3.3 <sup>%</sup>
地方揮発油譲与税	1,688	1,527	161	10.5
石油ガス譲与税	105	93	12	12.9
計	21,180	21,661	△ 481	△ 2.2

## IV 地方特例交付金

（単位 百万円）

区 分	平成27年度 予 算 案	平成26年度 当初予算額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
減 収 補 て ん 金 特 例 交 付 金	500	500	0	0.0 <sup>%</sup>

## V 地方交付税

(単位 百万円)

区 分	平成27年度 予 算 案	平成26年度 当初予算額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
普 通 交 付 税	145,000	145,400	△ 400	△ 0.3 <sup>%</sup>
特 別 交 付 税	2,100	2,000	100	5.0
計	147,100	147,400	△ 300	△ 0.2

## VI 使用料、手数料の改正案概要

使用料及び手数料については、新たに実施する事務についてその額を定めるとともに、法令の改正に基づく額の改正等、公正な受益者負担の観点等から見直しを実施

[主な改正例]

(現 行)

(改正案)

### 1 使用料

- ・産業振興総合センター 電子顕微鏡 3,600円 → 4,000円
- スマートサーモアナリシスシステム 新設 1,600円

### 2 手数料

- ・自動車運転免許者講習手数料 (更新・優良) 600円 → 500円
- (更新・一般) 950円 → 800円
- (更新・違反) 1,500円 → 1,350円
- ・宅地建物取引士証再交付申請手数料 新設 4,500円
- ・長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 新設 20,000円 ~ 1,423,000円  
(新規・設計住宅性能評価書の交付を受けたもの) (床面積に応じて区分)